

巻 頭 言

平成19年度センター長会会報第48号をここにお届けいたします。平成19年度全国精神保健福祉センター研究協議会は平成19年10月22日、23日の2日間、愛媛県松山市において、愛媛県心と体の健康センター（橘 史朗 所長）の主催で、開催されました。本号には、研究協議会報告を中心に、会議報告、調査研究報告などをまとめましたので、会員の皆様にご報告いたします。研究協議会報告は全国の精神保健福祉センターのup-to-dateな報告となっています。関係者の皆様の忌憚のないご意見やご示唆をお願いいたします。

さて、平成10年以後、10年間にわたり自殺者数が3万人前後の状態が続いており、自殺予防対策が重要な課題となっています。平成18年6月に、健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現を目的として、自殺対策基本法が成立し、国、地方公共団体、事業主、国民の責務が定められました。また、平成19年6月には自殺総合対策大綱が策定され、国及び地方自治体において様々な施策が推進されることとなり、都道府県等においては自殺対策連絡協議会の設置等が進められてきました。自殺対策は「社会的な取組として実施されなければならない」とされ、精神保健福祉領域のみの問題ではありませんが、精神保健福祉センターとしても重要な役割を担っていくことが求められていると思います。

そこで、平成20年9月、当会としては初めての取組として、会員の協働により、今後3年間「自殺予防・全国66精神保健福祉センター共同キャンペーン」に取り組むこととなりました。共同キャンペーンには全国で469事業が登録され、ポスターを作成し、当会ホームページ（<http://www.acplan.jp/mhwc/>）を始め、自殺予防総合対策センターホームページ「生きる」、全国保健所長会ホームページ等への掲載とともに、広報資料を作成し厚生労働記者会等に提供いたしました。この共同キャンペーンは現在進行中ですが、今後は来年度のより効果的な実施に向けて検討していきたいと考えています。会員をはじめとして関係の皆様のご理解とご支援をよろしくお願いいたします。

また、「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」において、精神保健福祉センター、保健所、市町村の相談機能について、検討課題となっています。精神保健福祉センターは「相談及び指導のうち複雑又は困難なものを行う」とされていますが、今後のあり方について精神保健福祉センターの立場からも提言していくことが重要と考えています。

平成19年度の当会の事業としましては、研究協議会の開催に加え、ようやくホームページを開設することができました。ホームページを通して会員相互の情報交換はもとより、一般市民の皆様へも情報発信をしてみたいと考えています。また、自殺予防総合対策センター主催の「自殺対策ネットワーク協議会」への参加、「自殺対策研究協議会」の運営協力、厚生労働科学研究「犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究」「精神障害者の正しい理解を図る取り組みの組織的推進に関する研究」「精神保健医療福祉の改革ビジョンの成果に関する研究」の分担研究等にも取り組みました。

精神保健福祉センターにおいては、精神医療審査会の事務、自立支援医療（精神通院医療）及び手帳判定などの法定業務に加え、自殺対策、ひきこもり対策、思春期対策、災害・事故・犯罪等の

こころのケアなど、求められる役割はたいへん多岐にわたっています。これらのニーズに着実に応えていくためには、精神保健福祉センターの機能強化もきわめて重要な課題であると考えています。今後も、地域における精神保健福祉の充実を図ることで、精神保健並びに精神障害者福祉の向上に一層取り組んでまいりたいと考えていますので、会員の皆様にご協力をお願いするとともに、都道府県民、市民、関係諸機関、関係諸団体の皆様方の一層のご理解とご支援を心よりお願い申し上げます。巻頭言とさせていただきます。

平成20年9月

全国精神保健福祉センター長会会長
山下俊幸